

日本語対応手話

私たちが現在研究を進めている
日本語対応手話の概略を紹介します。

日本語対応の手話とは
音声や文字で表現されている日本語を
手指及び口形によって表示するものです。

日本語対応手話の目的は、
文法・語彙その他の面で
日本語と対応する手話を作成することによって
聾教育や社会生活での
手話の有用性を高めようとするものです。

1986年11月

伊藤 政雄 竹村 茂
平 美穂子 唯野 玲子

日本語対应手話

I 研究のねらい

1 日本語対应手話とは

日本語対应手話とは、日本語を音声や文字によらないで、手指および口形によって表示したものです。

2 教育の場では

- (1) 口話と併用しやすい手話であること、併用することによって、口話だけ、手話だけのときより分かりよくなるようにする
- (2) 日本語を手話で正しく表現できるようにする、そのことで、手話が日本語の習得に役立つようにする
- (3) 教科学習などに用いて、伝達効果をあげる
ことなどを目的にしています。

3 聴覚障害者の社会生活では

昔から使用されてきた手話（口話併用を条件とせず、日本語の文法によらない表現形式を含む手話）との役割分担を図ります。

どちらかといえば、放送や研究会などの日本語の表現に依存する度合の多い場面で使用することを目的とします。

注1 現在、成人聴覚障害者のコミュニケーションでは、口話を併用し、日本語の語順に手話を配列し、付属語などは口形で示す表現形式が多くなっています。これは、日本語対応の手話と考えられます。この形をより練り上げていこうとするものです。

注2 日本語対応ではない表現形式の手話（伝統的手話の一部）も、聴覚障害者の生活の中で役立っており、共存すべきものと考えます。

4 一つのモデル提案として

言語は日常生活に根差していますから、早急な改革は困難だと思います。とって、手話の発展は自然の成り行きにまかせればよいというものではないと思います。聴覚障害者を取りまく生活環境の変化は、手話に何らかの改善を求めています。

私たちの研究は、その改善のために、ある基本方針に基づいて作成した一つのモデルを提示するものだと考えています。

Ⅱ 日本語対応手話の基本的な考え方

日本語対応の手話は、音声や文字の表記にたいして、手指で表現するという特徴を考慮し、その長所を生かし、短所を少なくする方向で手話化を考えています。

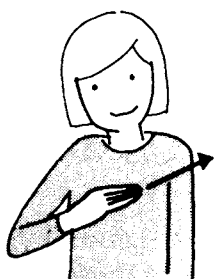
1 一単語一手話の原則

日本語の単語には、いろいろな意味がふくまれ、それに応じていろいろな用法が生じます。手話には写像性があるので、その写像性を利用して日本語の意味に応じて、いろいろな手話をつくると、一つの単語にいくつもの手話ができしまい、日本語を聞いたときにどの手話を使わなければならないか判断しなければならないとなり、記憶や使い方の学習などの負担が重くなります。（写像性とは、両手の親指と人差し指で円をつくり上にあげることによって太陽を表すように、手の形で対象を模倣して意味を表すことをいいます。）

そこで、日本語の単語一つに手話一つと決めて手話をつくります。

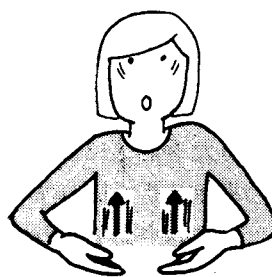
（今までの形）

『あがる（成績が）』



成績のグラフがあがって行くようす

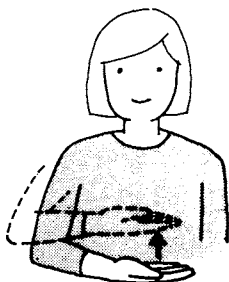
『あがる（試験で）』



気持ちが緊張してあがる

（改善案）

『あがる』



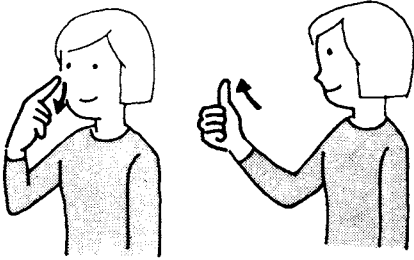
どんな場合の「あがる」にも使う

2 動作経済の原則

発音の口の動きに比べて手指の動きは動作が大きいから、できるだけ手の動く範囲を小さくし、1語・1動作とします。

(今までの形)

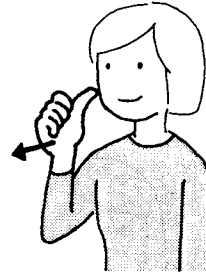
『父』



人さし指で頬をなで親指を前へ出す

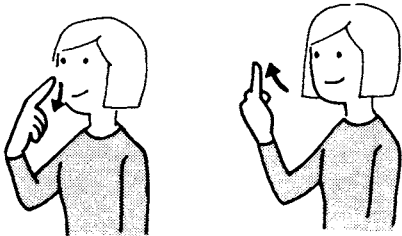
(改善案)

『父』



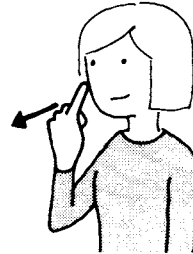
親指で頬をなでそのまま前へ出す

『母』



人さし指で頬をなで小指を前へ出す

『母』



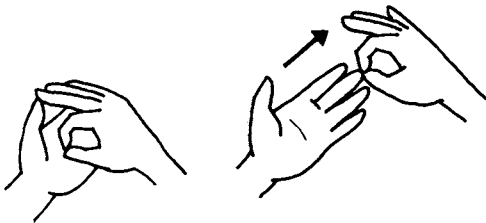
小指で頬をなでそのまま前へ出す

3 語義等価の原則

手話の手の形には写像性がありますから、手話の語の意味が写像性によって日本語とずれた意味を構成する可能性があります。日本語対応の手話では手の形が語の意味を全部示せるようにします。

(今までの形)

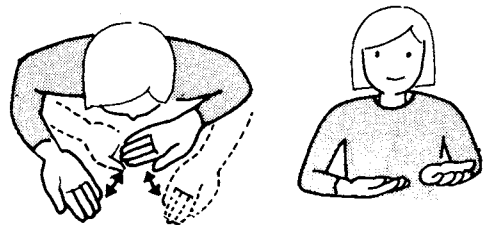
『使う』



右手が「お金」の手話なので「お金」の意味がつけ加わってしまう。

(新しく考案された例)

『使う』

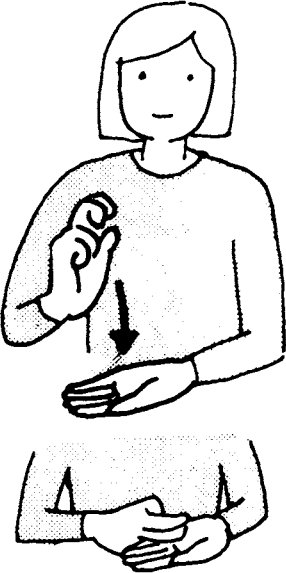

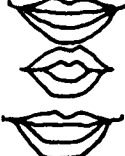
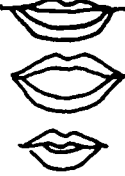


「人を使う」「頭を使う」など、どんな場合の「使う」も表現できる。

4 相互補完の原則

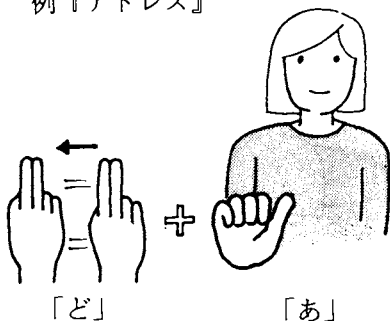
手指と口形は同時に発信できるという利点があります。この利点を活用して手指を枠記号、口形を分化記号とすることによって、手指記号を口形で意味分化させ、また口形読み取りは手指記号が枠付けすることで容易にすることができます。同一の手話で示し、口形で分化させる語を同形語ということにしています。

例 『法律・条例・規約』

(枠記号)	(分化記号)	(同形語)
	 ホーリツ	法 律
	 ジョーレー	条 例
	 キヤク	規 約

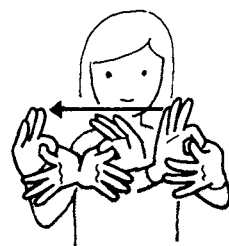
※ 外来語の表わし方

例『アドレス』



「アドレス」と言ったとき、「住所」の意味だけでなく、コンピュータ用語などもあるので、指文字「あ」「ど」で表す。

例『オリンピック』



外来語を表す適切な手話があれば、そのまま採用する。

Ⅲ 手話化の方針

1 漢字対応手話

漢字を手話で表すことができれば、いろいろなメリットが生まれます。

まず、日本語は漢字の熟語が非常に多いので、漢字対応手話を作れば、その漢字対応手話の組合わせで、いろいろな漢字の熟語が表せます。例えば、『事』と『物』という漢字手話を組合わせて『事物』という熟語をつくることにすれば、次に『品物』や『事実』という手話をつくる時に『事』や『物』の漢字手話が利用できます。

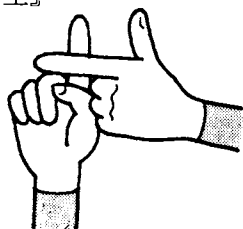
また、一つひとつ手話をつかった場合に比べ、漢字手話なら覚える手話の数が少なくて済みます。

手話から漢字を見て意味を想起するなら、特に抽象性の高いことばの場合、意味の明確化に役立ちます。

(1) 次の条件の手話はできるだけ漢字に対応した手話にします。但し、熟語の数が少ないなど、漢字手話をつくっても利用度の低いものは除きます。

ア、一つの常用漢字を用いて表示する語。

例『生』



「生」の字形写像

漢字「生」には、常用漢字音訓表で「セイ」「ショウ」「いきる」「いかす」「いける」「うまれる」「うむ」「おう」「はえる」「はやす」「き」「なま」の12の音訓が認められていますが、漢字手話にすれば、どの場合も使えます。

従来の『生(うま)れる』という手話では『草が生(は)える』や『生(なま)の魚』などの場合に使うことができませんでしたが、『生』を漢字手話で決めれば上記のようないろいろな場合に使えます。

イ、語幹に常用漢字を用いて表示する語。

例『伝わる』



つぼんだり、ひらいたりしながら横へ。

次のような場合に使えます。

『伝う』(雫が紐を伝って落ちる)

『伝え』(昔からの言い伝えがある)

『伝える』(よろしくお伝え下さい)

『伝わる』(うわさが片田舎まで伝わる)

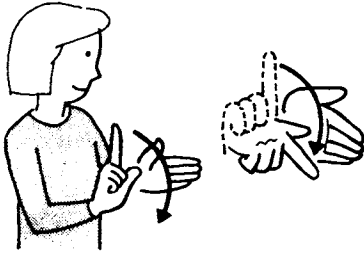
(2) 漢字の手話は、手の形の写像内容が漢字が示す意味全部を表示できることが原則です。

(3) ある手話の写像内容が必要な字義全部を示していなくても、慣用上漢字と強く結びついていれば、それを漢字手話として使ってもかまいません。

この場合は、次のような心理的経過によるものと考えます。

『手話提示→漢字字形の想起→字義による意味理解』

例 『時』



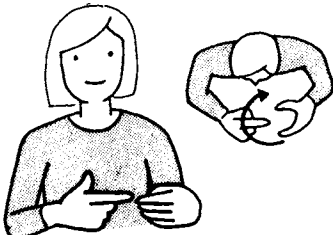
時計の針が動くようすから

この手話の形は本来『時計』を表しますが、現在は『時』という漢字に強く結びついていますので、この形は『時』の漢字手話として用いることができます。

(4) 漢字手話は、漢字を音読みするときにも、訓読みするときにも使用できなければなりません。そのとき、指文字を含む漢字手話は、音と訓に応じて指文字を変えてかまいません。ただし、音・訓は常用漢字として認められている範囲内とします。

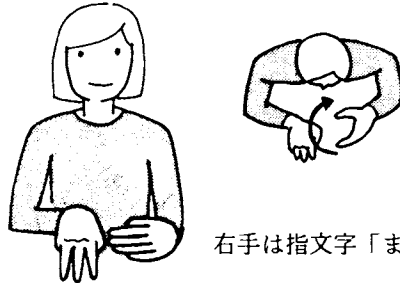
例 『村』と『町』

『村』(むら)



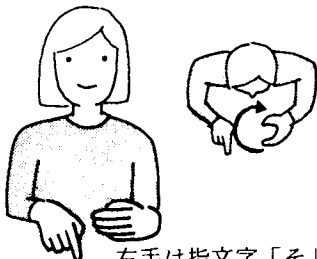
右手は指文字「む」

『町』(まち)



右手は指文字「ま」

『村』(そん)



右手は指文字「そ」

『町』(ちょう)



右手は指文字「ち」

左手は地域というカテゴリーを示す手話です。右手の指文字で『村（むら）』『村（そん）』『町（まち）』『町（ちょう）』の違いを表します。

『村（むら）』を表すときには右手を指文字『む』にします。『村（そん）』を表すときには右手を指文字『ま』にします。『町（まち）』を表すときには右手を指文字『そ』にします。『町（ちょう）』を表すときには右手を指文字『ち』にします。

同様に、『市』『都』などの手話もつくることができます。

2 付属語

(1) 1音節の助詞は指文字を用います。

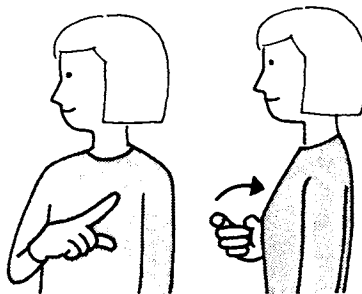
例『は、が、を、に、で、へ、も、――』

(2) 2音節以上の助詞と助動詞は手話をつくります。

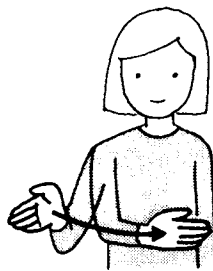
例 助動詞『れる・られる』

(受身・尊敬・可能・自発)

例 助詞『から』



指文字「れ」の親指を反対側の胸につけ
人さし指を胸にたおす。



格助詞や接続助詞に使う。

助動詞「れる・られる」は「このきのこは食べられる」「先生にしかられた」などの場合に使います。

付属語は日本語の習熟度に応じて使用します。付属語を習得している場合には口形に依存してもかまいません。ただし、付属語の習得過程では手指で明確に表示することとします。

3 接頭辞・接尾辞の表示

接頭辞・接尾辞は表示することを原則とします。

ただし、紛らわしくないときは口形だけでもかまいません。

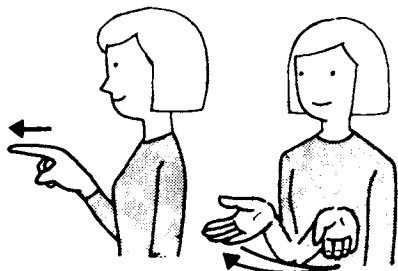
(1) 1音節の接尾辞は原則として指文字とします。

例 『寒さ』の『～さ』は指文字『さ』で示します。

(2) 1音節の接頭辞はやや高い位置で指文字をします。

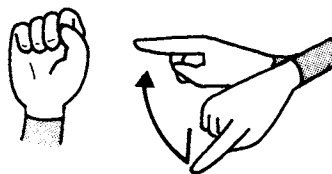
(3) 2音節以上の接尾辞および接頭辞は手話として別途につくります。

例 『(あなた) がた』



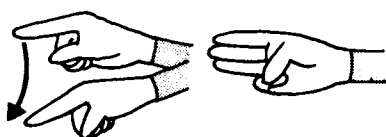
てのひらを上に向け、ていねいを表す。

例 『～さん』



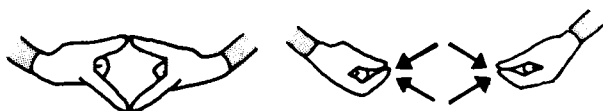
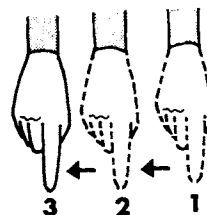
指文字「さ」「ん」で表す。

例 『第(3)』



人さし指を「一」の形に示し、その位置から「ノ」を描き、次に「三」を示す。

例 『各(国)』



人さし指で正面をさし、横へ3回移動し、次に『国』の手話をする。

(4) 敬語や丁寧体をつくるための接辞は省略してもかまいません。

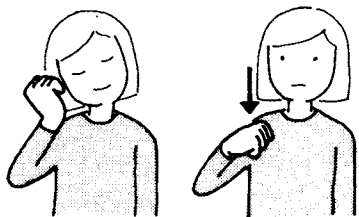
4 語尾変化の表示

(1) 語幹が同じ語は同じ手話を用います。

従来の手話ではイラストの『起きる』・『起こす』・『起こる』のように、語尾変化によって形がちがうことがありました。語尾変化に応じて手話の形を変えたらキリがありません。そこで『同一語幹の語は同一の手話もちいる』という原則を立て、改善案『起きる』の手話をすべての場合に使い、口形で語尾変化を示します。

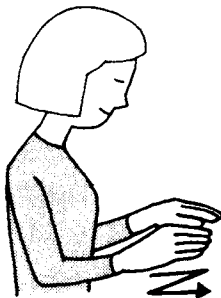
(今までの形)

『起きる』



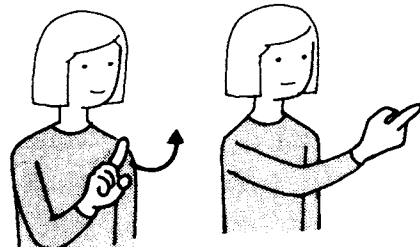
朝起きるようすから

『起こす』



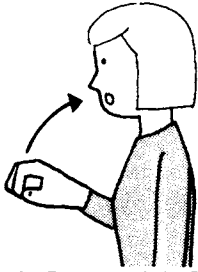
寝ている人をゆりうごかして。

『起こる』



何かが芽生えてくるようす。

『起きる』(改善案)



指文字「お」の腕を手前にひきおこす。

この手話は比較的写像性が少ないので
いろいろな場合に使えます。

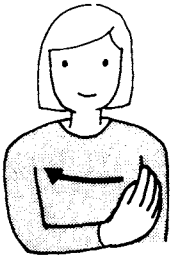
(2) 語尾変化は口形で表示します。ただし、紛らわしいときや必要なときは指文字で表示します。

(3) 次の場合は語尾表示の手話を付けることを原則とします。

普通動詞に対して可能動詞であることを表示したいときは『可能』の手話をつけます。

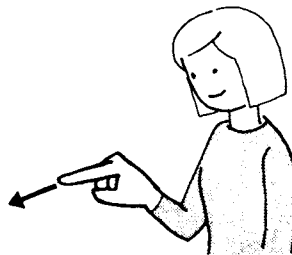
活用変化のうち、命令形だけは語幹に下図を付けます。

『可能』



「見える」なら「見る」+上図

『命令』



「見ろ」なら「見る」+上図

5 同音形手話

本来同じ語が多様な語義・用法で用いられていても、同音形であるなら同じ手話を用います。

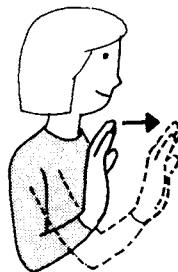
例 『ある』の手話は次のどの場合にも用います。

海上に在る島

3000mはある高い山

既に話してあることだ

『ある』



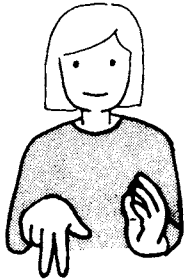
6 指文字による手話の分化

意味上同一カテゴリーに属することが明瞭な語が多数あるときは、カテゴリーを示す手話と各語を示す指文字を添えてつくることができる。

指文字は混乱の恐れのないときは1音節、口形を考えても混乱の恐れのあるときは2音節以上とします。

左手のカテゴリーを示す形と右手の指文字は同時に表示するようにします。

『すいせん』（花が強く意識される植物名）

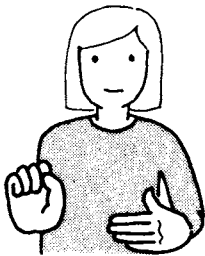


「すみれ」と区別する必要があるときは、指文字は「す」「い」を表す。

左手は「花」を示し、右手は指文字「す」

同様に『バラ』の花なら指文字『ば』で表せます。

『サバ』（魚が強く意識される動物名）



「サンマ」と区別する必要があるときは、指文字は「さ」「ば」を表す。

左手は「魚」を示し、右手は指文字「さ」

同様に『マグロ』なら指文字『ま』で表せます。

『日本史の時代区分』

「歴史」
の
手話



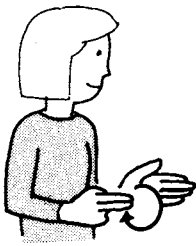
講談社現代新書「手話のすすめ」

7 熟語・複合語

(1) 日本語が単純語であるときは、手話も一動作を原則として、手話の複合による表現は避けます。

(今までの形)

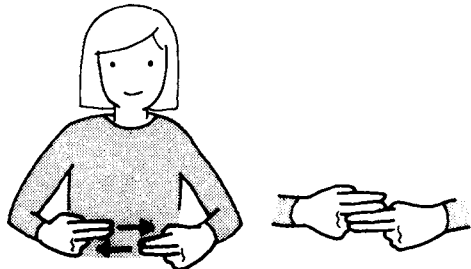
『駅』



「蒸気機関車」と「場所」の手話の複合

(改善案)

『駅』

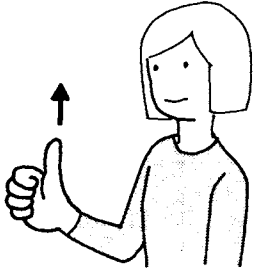


線路が集まってくるようすで一動作で表す

- (2) 漢字を二つ以上結びつけてつくった熟語の場合、それぞれの漢字手話を複合させてかまいません。漢字手話を複合させる順序は、漢字表記の順序に従います。

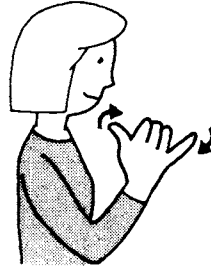
例 『主人』 = 『主』 + 『人』

『主』



親指をたてた手を上にあげる

『人』

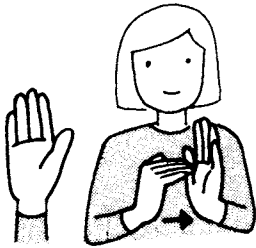


指文字「や」を手首を軸に左右にふる

- (3) ただし、一語感の強い熟語の場合、漢字手話の複合としないで、一つの手話とします。

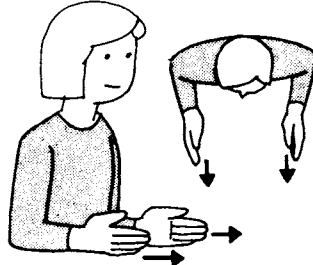
例 『鉄道』 『鉄』および『道』の漢字手話の複合としないで、『鉄道』として一つの手話にします。

『鉄』



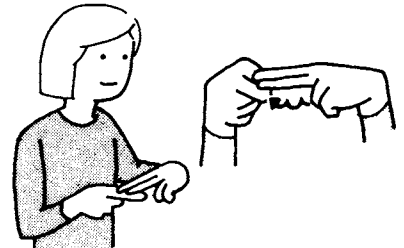
指文字「て」に「金属」の手話

『道』



両手を向いあわせそのまま前へ。

『鉄道』(改善案)



線路と枕木で表す

8 一般的な留意事項

- (1) 従来から聴覚障害者が培ってきた感覚を活用します。

例 顔面右側の前方は未来、後方は過去を示す。

- (2) 性、排せつ等表現が生々しくないように注意してつくります。

- (3) 手ができるだけ口形弁別を妨げないようにします。

本研究は手話コミュニケーション研究会がトヨタ財団の
研究助成を受けて行っている研究成果の一部です。

「日本語対応『手話辞典』編纂作成のための総合研究」
1985年度（助成番号85 - III - 016）

本研究に関する御意見・御問い合わせは下記までお願いします。
